資料３

東京都人権施策に関する専門家会議設置要綱

平成２８年５月１０日
２８総人権企第４７号
総 務 局 長 決 定
改正　令和３年６月４日

（設置目的）
第１条　有識者から専門的な助言を得て、東京都人権施策推進指針（以下「指針」という。）の基本理念の実現に向けた取組を行うため、東京都人権施策に関する専門家会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　会議における所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
１　東京都が指針の基本理念に即した人権施策を効果的に実施するための専門的助言
２　その他人権施策に関する助言

（委員及び組織）
第３条　会議の委員（以下「委員」という。）は、人権課題等に関する有識者から総務局長が委嘱する。
２　会議は、１２人程度の委員をもって構成する。
３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は再任されることができる。
５　会議に座長及び副座長を置く。
６　座長は委員の互選によりこれを定め、会議を代表し、会務を総理する。
７　副座長は座長が指名し、座長に事故のあるときは、その職務を代理する。

（運営）
第４条　会議は座長が招集する。
２　会議は原則として公開する。この場合において座長は、傍聴人の数を制限することができる。
３　座長は必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらずその全部又は一部を非公開とすることができる。

４　感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、座長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

（意見の聴取）

第５条　座長は、その目的を達成するため、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（会議の庶務）

第６条　会議の庶務は、総務局人権部において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は総務局人権部長が定める。

附　則

この要綱は、平成２８年５月１０日から施行する。

附　則（令和３年３総人権企第１１１号）

この要綱は、令和３年６月４日から施行する。